

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案（概要）

第一 スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正（六月以内に施行）

- 1 独立行政法人日本スポーツ振興センター（センター）は、文部科学大臣が指定する組織（指定組織）が開催するサッカーの試合で文部科学省令で定める基準に適合するもの（特定対象試合）をスポーツ振興投票の対象とすることができること。
- 2 指定組織の役員等が当該指定組織が関係する試合に係るスポーツ振興投票券を購入すること等を禁止すること。
- 3 払戻金の交付を開始するまでの間において、特定対象試合のうちからスポーツ振興投票の対象として指定された試合に公正さを害する行為があったと明らかに認められるときは、その試合は開催されなかったものとみなすこと。
- 4 所要の罰則を整備すること。

第二 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正

- 1 センターの業務に、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する業務、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務その他のスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務を行うことを追加すること。（公布日から施行）
- 2 当分の間、スポーツ振興投票の収益の算定に際し、スポーツ振興投票等業務の運営費の金額とともにスポーツ振興投票券の売上金額の100分の5を超えない範囲内において文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額（特定金額）を控除すること。（公布日から施行）
- 3 センターは、特定金額を、国際スポーツ競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であって緊急に行う必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務（特定業務）に必要な費用に充てるものとする。（公布日から施行）
※特定業務に係る規定については、法施行後7年以内に見直しが行われる
- 4 特定業務に係る経理の区分経理に関する規定、長期借入金及び日本スポーツ振興センター債券に関する規定、政令で定める地方公共団体がセンターに出資することを可能にするための規定その他所要の規定を整備すること。